三　被保険者記号・番号等及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称
四　国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日
五　有効期限
六　法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされている場合には、その旨
（法第五十四条の三第三項の規定による通知）

第二十七条の五の三　法第五十四条の三第三項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給する旨及びその開始の予定年月日
二　特別療養費の支給申請先
（特別の事情に関する届出）

第二十七条の五の四　世帯主又は組合員は、当該世帯主又は組合員が住所を有する市町村又は組合から第二十七条の五の二第一項の規定による求めがあった場合において、令第二十八条の六に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村又は組合に提出しなければならない。
一　世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号
二　保険料を納付することができない理由
三　被保険者記号・番号

2　世帯主又は組合員は、法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費の支給を受けることとされている場合において、令第二十八条の七に定める特別の事情（世帯主又は組合員が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。次項において同じ。）があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主又は組合員が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

3　市町村又は組合は、必要に応じ、前二項の届書に、令第二十八条の六又は第二十八条の七に定める特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。
（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第二十七条の五の五　世帯主又は組合員は、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合から第二十七条の五の二第一項の規定による求めがあつた場合において、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村又は組合に提出しなければならない。
一　原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名、住所及び個人番号
二　前号の被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称
三　被保険者記号・番号

2　世帯主又は組合員は、法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費の支給を受けることとされている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
一　原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた被保険者の氏名、住所及び個人番号

（新設）

（新設）

（新設）